

法務総合研究所

研究部報告

44

諸外国における位置情報確認制度に関する研究
ーフランス，ドイツ，スウェーデン，英国，
カナダ，米国，韓国ー

2011

法務総合研究所

は し が き

この研究部報告第44号は、法務総合研究所研究部が平成22年度に行った「諸外国における位置情報確認制度に関する研究」を取りまとめて刊行するものです。

我が国においては、近年、重大再犯事件の発生等を契機として、再犯防止施策に対する社会的関心が高まっています。犯罪対策閣僚会議は、『犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008』において、「GPS発信装置を利用することの可否等再犯を防止するために効果的な新たな施策について検討する」という課題を、犯罪者を生まない社会の構築に向けた検討課題の一つとして設定しました。本研究は、諸外国において既に実施されているGPS機器を始めとした電子機器の利用によって犯罪者の位置情報を確認する諸制度の実情を調査することにより、我が国における効果的な再犯防止施策等の検討のための基礎資料を提供することを目的に実施したものです。

今回調査の対象とした諸外国においては、犯罪者に対する位置情報確認技術の利用が小規模な試行・検討段階にあるものから、制度として定着し比較的長い経験を有するものまで、様々な取組が実施されています。こうした諸外国の制度を理解し、我が国における施策の検討の参考にするためには、国によって法制度や社会的背景が異なることから、各国において当該制度が導入された経緯や背景事情、当該制度の法的位置付け、実際の運用状況、実施効果等の調査を慎重に行うことが必要です。そこで、本報告においては、調査対象国における位置情報確認の現行制度の概要だけでなく、制度の背景となる関連事項についても可能な範囲で調査し、記載するよう心掛けました。本報告が、我が国における今後の再犯防止施策を検討する上で一助となれば幸いです。

おわりに、本研究の実施に当たって多大な御協力をいただいた、調査対象各国の関係機関及び関係者並びに在外の日本国大使館・領事館を始めとする関係機関・団体及び関係者の方々に対し、心から御礼を申し上げます。

平成23年11月

法務総合研究所長

清 水 治

要 旨 紹 介

1 フランス

フランスは、拘禁代替措置を拡充し、再犯防止を図る方策として、1997年に短期自由刑の対象者に固定式電子監視措置（PSE, 無線電波（RF）方式による。）を法制化し、2000年から実施している。一方、移動式電子監視措置（PSEM, GPS方式による。）は、性犯罪者等危険な犯罪者の監督強化策として2005年に法制化され、現在は、PSE及びPSEMの両措置が各種犯罪者の管理に利用されている。両措置とも適用には本人の同意が必要とされる。

PSEは、未決勾留の代替、短期自由刑の代替、残刑期の代替、半自由又は外部収容（委託）の代替、仮釈放の監督指導の一内容として外出禁止措置の管理のため実施されるもので、年間14,000件程度(2009年度)利用されている。平均実施期間は3か月程度の短期間である。

PSEMは、事案の内容が比較的重大な性犯罪や暴力犯罪等の防止のための保安処分的な措置と位置付けられており、社会司法追跡調査の対象となる犯罪を犯した未決の予審対象者の居住指定、社会司法追跡調査、仮釈放、司法監視、保安留置の対象者の監督指導を行う際の遵守義務事項の一つとして、滞在指定区域、接近禁止区域等を定めて対象者の居所の追跡確認が行われるものである。2006年運用開始時からの実施累計は92件（適用例は仮釈放と司法監視の区分のみ、2010年11月現在）にとどまっている。平均実施期間は18か月程度である。

PSEのコストは拘禁コストの5分の1程度、PSEMのコストは拘禁コストの5分の2程度である。フランスの場合、本人の費用負担はない。

PSEの実施効果については、2000年12月～2003年7月までにPSE措置終了となった者492人の施設釈放後5年間の再犯状況を調査した記述的な研究があり、対象者の42%に再犯が見られた。この再犯率は、対象者の年齢及び犯罪歴の属性に重み付けを行い標準化した再犯率データから見ると、公益奉仕労働対象者の再犯率より高いが、保護観察付執行猶予、単純執行猶予など他の処遇区分の者よりは低かったという（ただし、この研究では、各処遇区分の対象者のその他の属性や処遇条件等が均等とはみなし難いため、再犯率の差異が何に由来するのかは判然としない）。

PSE及びPSEMの双方で、対象者の範囲は拡大される傾向にある。

2 ドイツ

連邦共和制国家であるドイツの場合、刑事司法運営は基本的に州単位でなされているが、2010年の調査時点で電子機器による位置情報の確認を犯罪者の管理に利用している州は、ヘッセン州及びバーデン＝ヴュルテンベルク州の2州のみであった。ヘッセン州は、既存の法令の枠組みの中で、2000年に無線電波方式によって対象者の在宅の有無を確認する「電子足

環プロジェクト（E F F）」を開始し、バーデン＝ヴュルテンベルク州は、2009年に電子機器利用に関する州法を施行し、2010年10月から運用を開始しているが、現地調査は、長い実績を有するヘッセン州を対象に実施した。

ヘッセン州のE F Fは、①刑の執行猶予、②残刑の執行猶予、③勾留状の執行猶予、④行状監督、⑤恩赦の各措置において、裁判所から対象者に与えられる外出制限等に関する指示の遵守状況を確認するために用いられており、勾留状の執行猶予の場合は、正確で信頼性の高い監督手段として、その他の措置の場合は、対象者に健全な生活を維持させるための教育的補助手段として位置付けられている。E F Fを利用するかどうかは、裁判官の裁量に委ねられており、本人及び同居予定の家族の同意、住居の状況等を総合的に勘案した上で、E F F適用の可否が決定される。なお、同州においては、2008年に施行された州法により、少年受刑者の社会復帰の準備のための釈放措置の条件としてE F Fを利用できることが規定されたが（運用実績はなし。）、同措置の実施の可否の決定は刑事施設が行うこととなっている。

E F Fの2000年開始時から2011年9月8日までの実施累計は、約900人であり、その内訳を見ると、刑の執行猶予（残刑の執行猶予を含む。）の対象者が7割弱、勾留状の執行猶予の対象者が3割であり、その他の措置における実施例はごくわずかである。なお、実施期間中の違反等によりE F Fが中止された者は、1割に満たない。

E F Fのコストは、拘禁コストの3分の1程度であり、ヘッセン州の場合、本人の費用負担はない。

E F Fの運用状況等に関する評価研究は、マックス＝プランク外国・国際刑法研究所が継続的に行っているが、再犯防止効果に関する研究結果はまだ公表されていない。

ドイツ全体の動向としては、2011年1月に「保安監置の新秩序及び関連規定に関する法律」が施行されたことにより、ドイツ刑法典の一部が改正され、行状監督の際、本人の同意なしに電子機器を装着させることを可能とする規定が整備された。ヘッセン州では、GPS方式を利用したE F Fの検討作業を進めており、他の州においても、電子機器の導入に向けた取組が始まっている。

3 スウェーデン

スウェーデンでは、1993年、政府報告書において自由刑の代替措置の必要性が主張されたことを契機に、1994年から、短期自由刑の言渡しを受けた者に対し、電子機器を装着させ、無線電波（RF）方式を用いて在宅状況を確認しながら、その自宅等において刑の執行を行う措置（フロントドア施策）のパイロットプロジェクトが開始され、1997年に全国実施に至った。フロントドア施策の対象者の刑期は、開始当初は2月以下であったが、2005年には現行の6月以下まで拡大された。

他方、2001年には、刑務所出所者の再犯率の高さを背景に、受刑者の社会復帰の準備を体系的に行うことを目的として、仮釈放前に、受刑者を無線電波（RF）方式によって監督し

ながら刑事施設外で生活させる措置（バックドア施策）が、全国一斉に開始された。導入当初は、刑期2年以上の者を対象として、仮釈放前の最長4月間実施されていたが、2007年には、刑期6月を超える者について、刑期の半分の執行が終了してから仮釈放までの期間（ただし、最長1年間）実施できることとなり、現在に至っている。

対象者は、フロントドア施策の場合、本人の申請を受け、刑務所・保護観察庁が審査した上で決定される。バックドア施策の場合は、刑事施設入所後、本人の意向を踏まえて作成される刑執行計画において、刑務所及び保護観察所の協議により実施すべき事項として盛り込まれたとき、刑務所・保護観察庁が審査した上で決定される。両施策とも、実施期間中は、電子機器による外出制限の遵守状況の確認だけでなく、アルコール・薬物検査、抜き打ちの家庭訪問等の集中的な指導・監督が行われる。

2009年におけるフロントドア施策の開始人員は、約2,900人であり、バックドア施策の開始人員は、約800人であった。なお、フロントドア施策において、同年、違反等により中止となった者の数は、約200人であった。

実施コストは、拘禁コストの2分の1程度であり、フロントドア施策の対象者は手数料の支払を求められるが、バックドア施策の対象者には支払義務がない。

実施効果については、犯罪防止委員会が評価研究を実施しているが、フロントドア施策については、初期のパイロットプロジェクトの対象者について検証したところ、再犯防止効果は認められなかった。一方、バックドア施策については、導入当初の対象者の再犯率と対象となっていない者の再犯率を比較したところ、再犯リスクの低い層及び年齢の比較的高い層においては、同施策の対象者の方が再犯率が低いという結果が見られた。ただし、この効果は、電子機器によるモニタリングのみによるものとはいえ、他の集中的な指導・監督による影響も含まれている点に留意する必要がある。

スウェーデンでは、以上の経験を踏まえて、フロントドア施策における対象刑期をさらに拡大することや、少年犯罪者に適用することも検討している。また、ストーカー行為の加害者については、接触禁止命令の遵守状況の確認のためGPS方式を利用することも検討されており、これを可能とする法律が2011年10月から施行されている。

4 英国

英国（イングランド及びウェールズに限る。）の刑務所の過剰収容問題は、英国政府の常態的な政治課題であり、予算的な制約から刑務所を増設することは困難なため、拘禁の代替措置として効果的な施策を必要とした。その解決策の一つが電子機器利用による犯罪者の管理であり、1989年、公判前保釈対象者の無線電波（RF）方式電子監視パイロット実務開始後、1991年に電子監視付外出禁止命令が、1998年には、刑務所早期出所者の在宅拘禁外出禁止制度がそれぞれ立法化され、1999年から全域実施に至っている。また、2001年には電話音声による生体認証型の電子監視も導入されたが、利用実績は少ない。さらに、2004年から2006年

にかけて、立入禁止命令の確認手段としてGPS方式のパイロットプロジェクトが実施されたが、約6割の者に不良措置が執られるなど、各種の問題が生じたため本格導入は見送られている。

無線電波方式の電子監視機器による在宅確認（外出禁止時間の遵守状況管理）がなされる対象者は、①保釈、②社会内命令、③青少年更生命令、④在宅拘禁外出禁止、⑤拘留・訓練命令の5区分があり、対象者のリスク・ニーズ水準等に応じ、電子監視条件に他の条件も付加するなどして、対象者の問題性に応じた介入を実施している。音声認証方式は、いずれの区分の対象者にも使用でき、処遇プログラムの参加状況確認等に用いられるが、実施例は少ない。①～③の区分は、保護観察官が作成する調査報告書の意見等をもとに裁判官が電子機器による外出禁止条件を付加するかどうかを決定する。④及び⑤は、対象者の申出に基づき、施設の審査委員会が審査の上、その可否を決定する。

電子監視の年間実績は、約10万5,000人(2009年度)とヨーロッパ地域では最大規模であり、一日平均約2万1,000人が電子監視に付されている（内訳は、保釈29%、社会内命令54%、早期釈放15%）。措置期間中の違反なし終了率は、社会内命令が約80%、早期釈放の場合は90%以上という。電子監視の実施コストは、拘禁コストの5分の1程度である。

電子監視の実施効果に関する調査では、2006年下院決算委員会報告において、費用対効果の面から電子監視が刑務所の過剰収容緩和や矯正コスト削減に有益だとする評価がなされているが、電子タグ装着下の重大再犯例もあり、電子タグだけで再犯防止を図れるものではないと注意が喚起されている。内務省が2001年に実施した再犯防止効果の検証研究でも、外出禁止命令を受けた犯罪者の73%が、2年以内に何らかの犯罪で有罪となっていた。また、2011年に公表された法務省の再犯防止効果の検証研究においても、在宅拘禁外出禁止措置の下で電子監視に付された者の再犯率は、同措置を執られなかった者と統計的には異ならないことが確認されている。

5 カナダ

カナダにおける犯罪者の位置情報確認制度は、当時の刑務所の高率収容の打開策を求めて、ブリティッシュコロンビア州が1987年に一時帰休制度を利用し早期釈放を推進する方策として、在宅確認型の無線電波（RF）方式の電子監視を試行的に採用したことに始まる。その後、サスカチュワン州、ニューファンドランド州、オンタリオ州が、比較的再犯リスクの低い者を対象に、拘禁代替施策又は早期釈放推進手段として電子監視機器による在宅拘禁や外出禁止の管理を行うようになり、現在は少なくとも7州で電子監視が犯罪者の管理に用いられている。カナダにおけるGPS機器の利用は、2006年にノバスコシア州が採用したことに始まり、連邦は2008年からGPS試行プロジェクトを継続している。

カナダの場合、電子監視に関する連邦法の規定では、刑罰執行後の予防的措置として実施される刑法810条の一条件として電子監視の利用が定められているが、矯正及び条件付釈放

法には明文の規定がなく、改正法案が審議されており、州の対応では既存の法の枠内で運用している州（例、オンタリオ州）、州法に明文の規定を置く州（例、ノバスコシア州）とに分かれる。オンタリオ州の電子監督指導プログラムでは、条件付拘禁刑（在宅拘禁処分）対象者、州パロール対象者、一時帰休対象者の3区分について、在宅確認を行う無線電波（RF）方式の電子監視が実施されており、対象者の大部分は条件付拘禁刑の者である。ノバスコシア州の場合は、条件付拘禁刑及び公判前釈放プログラムの対象者に、GPS方式、無線電波方式及び電話音声認証のいずれかの方式を、対象者のリスク水準等を勘案して使い分けている。連邦パイロットプログラムでは、ノバスコシア州のGPS機器と同一機種をリースし、運用上の効果や問題点の検討がなされている。実施規模は、大規模州で対象者が、一日平均300人前後、連邦試行では40人弱程度である。調査対象法域の電子監視コストは、施設収容コストの約6分の1以下であった。

カナダにおける電子監視の評価研究は、無線電波（RF）方式について各種報告があり、実施期間中の終了率が9割近くとプログラム履行率は良好なこと、対象者の反応では家族との接触維持等に利点を認める者が多いこと、プログラム実施後の再犯抑止効果はないこと、治療的プログラムと併用すると電子監視がプログラム参加遵守率を高め、比較的高リスク者に効果をもたらすが、低リスク者に過剰な介入を行うと再犯を増やすこともあること等が確認されている。GPS方式については、十分な実証的データが集まっておらず、評価は定まっていない。

6 米国

米国では、刑事司法分野における電子機器による位置情報確認は、ニューメキシコ州において、1983年にプロベーション対象者の遵守条件の一つとして設定された外出禁止措置の確認手段として、無線電波方式の電子機器が利用されたことに始まる。その後、刑務所等の過剰収容を緩和し収容コストを軽減する目的で、外出禁止や在宅拘禁の条件の遵守状況を管理する方策として、在宅確認を行う無線電波方式の電子監視の利用が、全米で拡大した。GPS方式の利用は、1997年にフロリダ州が採用したことに始まるが、性犯罪者やDV加害者等の濃密な監督を要する対象者の処遇方策の一つとして、近年急速に利用が拡大している。無線電波方式及びGPS方式を合わせると、年間の電子機器利用は20万台程度（2009年）と推計されている。

現地調査を行ったフロリダ州では、1983年に中間的制裁として社会内統制と呼ばれる在宅拘禁が制度化され、その管理のために無線電波方式の在宅確認機器が用いられるようになった。GPS機器については、2005年のジェシカ法の施行による特定性犯罪者の監視強化により、利用が飛躍的に上昇している。同州の場合、①被告人の公判前釈放、②プロベーション、③社会内統制（集中監督指導付在宅拘禁）、④施設内処遇後の社会内処遇の遵守条件として、外出禁止、在宅拘禁、接触・立入禁止等の条件の履行状況確認のため、電子監視による位置

情報確認が行われており、一部の特定性犯罪者等に関しては、拘禁刑執行後の終身プロベーション又は社会内統制処分の遵守条件の一つとして、GPS方式の電子監視が義務付けられている。同州における電子監視の年間対象人員は3,000人程度であり、電子監視の平均実施コストは拘禁コストの4分の1程度である。同州の場合、監督指導費用及び電子監視機器の日額使用コスト分は原則として対象者の負担である。

連邦の場合は、位置確認（監視）プログラム（LMP）という総称により、①公判前釈放、②プロベーション、③パロール、④監督指導付釈放、⑤連邦刑務所釈放前受刑者の社会復帰準備の5区分について、電子機器による位置情報確認を実施しており、対象者の再犯リスク等の問題性に応じ、GPS機器、無線電波方式機器、電話音声認証方式機器を使い分けている。年間実施件数は8,000件程度であり、機材の使用料に当たる額が、対象者の負担能力を勘案の上、裁判所の判断により対象者から徴収される。

電子機器の効果に関する研究では、フロリダ州の状況についてフロリダ州立大が行った調査においては、無線電波方式でもGPS方式でも、機器装着期間中の規則違反や再犯が有意に減少するという報告がなされているが、確認された差異は、電子機器装着の効果とみなし得るのか疑問視されるという専門家意見もある。また、無線電波方式について調査条件を厳格に統制した報告をメタ分析で検討した研究例では、再犯抑止効果は確認されていない。GPS機器の利用は、フロリダ州等の一部法域を除き、まだ普及して間もない地域も多いため、効果についての良質の知見が集積するのは今後の課題と思われる。

7 韓国

韓国では、近年、性犯罪が増加傾向にあることや、性犯罪で受刑歴のある者の重大再犯事例等の発生を受けて、性犯罪者に対する各種対策が進められており、その一環として、2008年9月に「特定性暴力犯罪者に対する位置追跡電子装置装着に関する法律」が施行され、犯罪者の再犯防止と再社会化を目的として、GPS方式を用いた位置追跡型電子監視制度が導入された。その後、2009年の同法一部改正では、対象犯罪に未成年者対象誘拐犯罪が追加され、法律の名称も「特定犯罪者に対する位置追跡電子装置装着に関する法律」に改められた。さらに、2010年の同法一部改正では、対象犯罪に殺人犯罪が追加され、要件の緩和や装着期間の大幅な延長、遡及適用に関する規定が追加されるなど、対象範囲を逐次拡大し、強力な監視を広範に実施しようとする傾向が認められる。

上記のとおり、韓国の場合は、電子機器による位置情報確認の対象として、性暴力犯罪や殺人犯罪等の重大犯罪者の再犯防止と再社会化に焦点を当てた適用がなされている点が特徴である。電子監視の種類は、法的性格から大別すると、保安処分としての性格を有する電子監視（検察官の請求により裁判所が宣告する「電子装置装着命令」。電子監視の期間中、保護観察も義務付けられる。）と、刑罰の執行等における付随的な措置としての性格を有する電子監視（①仮釈放審査委員会の判断による仮釈放で保護観察になった者に対する電子監視、②

治療監護審議委員会の判断による治療監護の仮終了等で保護観察になった者に対する電子監視、③裁判所の命令による保護観察付執行猶予になった者に対する電子監視)に分かれる。

電子装置装着命令の審査の際には、同命令が保安処分であることから、再犯の危険性の判断が求められ、その根拠として、韓国版性犯罪者リスクアセスメント尺度(KSORAS)、サイコパシーチェックリスト(PCLR)等による評価が実施される。電子装置の装着期間は、刑罰の執行等における付随的な措置としての電子監視の場合は、執行猶予期間や残刑期等比較的短期間であるが、保安処分としての電子装置装着命令の場合は、法定刑の区分に応じて長期間の施用を可能とする規定が設けられている。

韓国で使用されているGPS方式の電子機器は、法務部と国内電気通信メーカーが共同開発した機材を使用しており、GPS測位を主とし、他の測位方式も併用して機器の精度を高めている。現在、対象者の位置情報はソウル保護観察所に併設された位置追跡中央管制センターのモニターで集中管理しているが、対象者が拡大したことから、大田(テジョン)に第二管制センターを建設中である。

電子監視に対する国民の支持は高く、電子監視を開始後2年余りでの対象者累計人員は1,000人近くに及ぶが、再犯事例は若干名にとどまっているという。ただし、運用から間がないこともあって、対照群等を設けた評価研究等は実施されていない。このほか、韓国では、性犯罪者対策として、性犯罪者の身元情報のインターネット公開や薬物治療等、各種の対策が打ち出されており、今後の動向が注視される。

諸外国における位置情報確認制度に関する研究
ーフランス，ドイツ，スウェーデン，英国，
カナダ，米国，韓国ー

研究官 寺 村 堅 志

研究官 櫛 山 昇

研究官 岸 規 子

研究官 藤 原 尚 子

研究官 武 田 玄 雄

津地方検察庁次席検事（前研究官）作 原 大 成

横浜少年鑑別所次長（前研究官）渡 邊 俊 子

保護局観察課調査官 田 島 佳代子

（前千葉保護観察所統括保護観察官）

目 次

1	フランス	5
	渡 邊 俊 子 田 島 佳代子	
2	ドイツ	35
	藤 原 尚 子	
3	スウェーデン	59
	藤 原 尚 子	
4	英 国	89
	渡 邊 俊 子 田 島 佳代子	
5	カナダ	119
	寺 村 堅 志	
6	米 国	163
	寺 村 堅 志	
7	韓 国	215
	樋 山 昇	
8	参考付表	
	参考付表 1 : 位置情報確認等に用いられる主要な電子機器システムの概要	
	参考付表 2 : 調査対象国における電子機器利用による位置情報確認制度の概要一覧	

平成 23 年 12 月 印 刷
平成 23 年 12 月 発 行

東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 1

編集兼 法務総合研究所
発行人

印刷所 株式会社進英プリント
